

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 薬剤併用禁忌の防止について

広域連合では、異なる医療機関から薬剤が処方されている方で、その組み合わせの薬剤の併用は避けるべきであるとされている薬剤が処方されている方に対して、啓発文書をお送りしています。併用を避けるべきであるとされている薬剤を服用した場合、重篤な副作用を引き起こしたり、相互に作用して効果が弱まること等があります。この通知書が届いた方は、かかりつけ医又はかかりつけ薬局にご相談いただきますようお願いいたします。

2 ポリファーマシー（多剤処方）の対策について

広域連合では、多くの種類のお薬を複数の医療機関から処方されている方に、お薬の情報を記載した通知書をお送りしています。複数の医療機関を受診されている場合、それぞれの医療機関では、処方薬について適切な管理がなされていますが、処方されているすべての薬を見た場合、同じ成分の薬が重複して処方されている場合等があります。そのため処方されているすべての薬剤を知ってもらった上で、適切に処方してもらうことが大切です。この通知書が届いた方は、かかりつけ医又はかかりつけ薬局にご相談いただきますようお願いいたします。

3 医療費通知について

国の税制改正により、平成30年1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになりました。広域連合では、今回発送する医療費通知から新たに自己負担相当分を記載し、平成30年からの確定申告時の医療費控除に活用していただけるよう様式を改正いたしました。

なお、対象となる期間が平成30年1月診療分から12月診療分となることから、通知書がお手元に届くのは最短で平成31年2月末頃となります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳しくは、東通村税務住民課国保グループまたは青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

4 高額療養費（外来年間合算）について

次のページをご覧ください。